随時登録（市内業者用）

入札参加資格審査申請要領

【建設コンサルタント】

登録有効期間

登録日～令和１１年３月３１日（土）

※登録日は原則、申請受付日の翌々月１日

申請受付期間

令和１０年１０月３１日（火）まで

交野市

目　次

P.01　はじめに
P.02　１．資格要件
P.03　２．申請方法
　　３．審査・登録
P.04　４．注意事項
　　５．電子入札システムの利用について
P.05　６．交野市入札・契約情報アカウントの運用開始について
P.06　７．提出書類

問い合わせ
交野市　企画財政部　財務課　Tel：072-892-0121　Fax：072-891-5046
e-mail：zaisei@city.katano.osaka.jp

はじめに

交野市が発注する「建設コンサルタント」について、競争入札への参加を希望する場合は入札参加資格審査を受け、名簿に登録される必要があります。入札参加希望者は、この要領に従って申請をしてください。

※交野市と交野市水道局の登録を一本化しているため、有資格者として認められた方は、どちらの入札にも参加することができます。あわせて、四條畷市交野市清掃施設組合の契約規約に基づき、本市における入札参加有資格者は、同組合における入札参加有資格者として扱われます。

※「不動産鑑定」と「計量証明」については「一般委託」での登録となっていますので、ご注意ください。

１．資格要件

次の条件をすべて満たす必要があります。

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４第１項に該当しない者。

地方自治法施行令第１６７条の４第１項 ①　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人等） ②　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ③　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成８年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

⑵　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。もしくは、申立てがあった場合でも、同法に基づく更生手続開始の決定を受け、その旨を証する書類を提出できる者。

⑶　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。もしくは、申立てがあった場合でも、同法に基づく再生手続開始の決定を受けるとともに再生計画認可が確定し、その旨を証する書類を提出できる者。

⑷　交野市暴力団排除条例（平成２４年条例第３１号）第２条の規定に該当しない者。

⑸　納税義務のある諸税を滞納していないこと。（次の税目のみ証明書の提出をもって確認する：法人「法人税と消費税及地方消費税」、個人事業者「申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税」。交野市内の本店や支店等で登録しようとする者で法人「法人市民税」、個人事業者で代表者が本市居住「個人市民税」。）

⑹　関係法令の許可や認可、登録等を要する業種（営業内容）については、当該許可や認可、登録等を受けている者。

⑺　**本店が交野市内に所在し、その本店で登録する者。もしくは、本店、支店とも交野市内に所在し、その支店で登録する者。**

２．申請方法

⑴　申請期間　　令和１０年１０月３１日（火）まで　＜必着・厳守＞

⑵　申請方法　　以下のインターネット申請フォームにて必要事項を入力して申請してください。また、必要な書類（「７．提出書類」参照）についても申請フォームに添付してデータ提出してください。

申請フォーム URL

https://logoform.jp/form/gwvT/1120305

全てインターネットによる手続きで申込みが完了しますので別途、紙書類を提出いただく必要はありません。

- インターネットの専用フォームを用いた申請方式の運用開始に伴って紙（郵送・持参）での申請、受付を原則廃止しますので、ご理解、ご協力よろしくお願いします。
  申請の受領確認の方法は、受付後に自動返信されるメールに記載されたＵＲＬから確認してください。
  「受領通知用はがき」の受付、電話等での受領確認にも対応しかねますので、あらかじめご了承ください。
- 提出書類は、すべて印刷時にＡ４サイズとなるように作成してください。
- 証明書類等は、申請日から３か月以内に発行されたものに限ります。
- 登記上の本店と営業上での本店が異なる場合は、申請書類に、両方の所在地を記載してください。
- 暴力団排除の誓約書は、本店の代表者名で作成してください。

３．審査・登録

⑴　申請後は、提出された書類を基に審査を行い、資格があると認められた方を、入札参加有資格者として登録します。

⑵　審査中、書類に不備等があった場合は、随時、連絡を行い、記載事項についての確認や不足書類の提出等を求めます。

⑶　審査結果の通知は、毎月初めに行う有資格者一覧表の公表（市ホームページ）をもって代えさせていただきます。

⑷　登録有効の開始日は、申請受付日の翌々月１日です。但し、書類に不備等があり、審査に時間を要した場合を除きます。

４．注意事項

⑴　申請の内容が事実と異なる虚偽の申請をした等の不正な行為をした場合、入札参加資格を取り消す場合があります。

⑵　「建設コンサルタント」において、複数の営業所を登録することはできません。
（例：市外にある本店と市内にある支店の両方を登録するなど）

⑶　登録内容に変更が生じた場合は、直ちに変更の届け出を行ってください。

⑷　登録後の希望業種追加・変更・順位変更について、各年度１回のみ申請可能です。随時登録の受付開始後から申請することができます。申請後の審査で問題なければ、翌々月１日から変更内容を反映します。

５．電子入札システムの利用について

建設コンサルタント業務にかかる入札案件（予定価格が 100 万円を超えるもの）については、電子入札システム（府内市町村が共同で運用している「大阪地域市町村共同利用電子入札システム（参考 URL　http://www.nyusatsu.ebid-osaka.jp/）」を使用。）を用いて調達を行っております。

電子入札への参加には、今回の入札参加資格審査申請とは別に、パソコン等の環境整備や利用者登録が必要となります。

すでに交野市電子入札システムの利用実績（入札参加実績）がある事業者は、更新扱いとして、現在の登録番号を今回登録時にも引き継ぎますので改めて利用者登録の手続きは不要です。

また、現在、利用者登録がない事業者についても公告された入札案件に参加申出を行う際に、利用者登録を申請する方法で登録を行いますので、現時点での手続きは不要です。

詳細は、市ホームページ「電子入札システムの導入について」をご覧ください。
（URL　https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2021101100022/）

６．交野市入札・契約情報アカウントの運用開始について

交野市では、インターネットを活用し、入札・契約に関する情報をより広く市内外に発信するため、Ｘ（旧 Twitter）に公式アカウントを開設しました。

入札・契約情報のほか、事業者の方へのお知らせ等をリアルタイムに受け取ることができますので、ぜひご利用ください。

＜アカウント名＞交野市入札・契約情報アカウント　@ktn_keiyaku
＜URL＞ https://x.com/ktn_keiyaku

７．提出書類

※証明書類等は、申請日から３か月以内に発行されたものに限ります。

「建設コンサルタント」

No.	書類名		書類作成・取得時の注意	備考
1	書類一覧表（建設コンサルタント）　市様式		■「申請者チェック欄」を使って書類の不備、不足を必ず確認。	
2	令和７～１０年度交野市入札参加資格申請書（建設コンサルタント）　市様式		■支店等での登録でも、本店の代表者名で作成。 ■登記上の本店と事実上の本店が異なる場合は、両方を併記。 ■「使用印欄」は、必ず押印。 ■申請手続きを行政書士が代理する場合は、申請書下欄に担当行政書士の記名・押印（職印）が必要。 ※行政書士でない方が、業として他人の依頼を受けて報酬を得て官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。	
3	法人	履歴事項全部証明書 （登記事項証明書）		写し可
	個人事業者	①代表者の身分証明書 ②代表者の登記されていないことの証明書 ※①②の両方の提出が必要です。	■「①代表者の身分証明書（禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続き開始決定の通知を受けていないことを証明するもの）」は、本籍地の市区町村で取得できます。 ■「②代表者の登記されていないことの証明書（後見登記等ファイルに記録されていないことを証明するもの）」は、代表者が「成年被後見人・被保佐人・被補助人に該当しない」証明書が必要。窓口発行の場合は、大阪法務局本局（所在地：大阪市中央区大手前 3-1-41　電話：06-6942-1481）で、郵送発行の場合は、東京法務局（所在地：東京都千代田区九段南 1-1-15　電話：03-5213-1360）で取得できます。詳しくは、それぞれの機関にお問い合わせください。	写し可
4	印鑑証明書		■本店の代表者印の印鑑証明書が必要。	写し可
5	誓約書（暴力団排除）　市様式		■支店等での登録でも、本店の代表者名で作成。 ■印鑑証明印を必ず押印してください。	

6	年間委任状　市様式		■入札・契約等の権限を代表者から支店長や営業所長に委任する場合は必要。 ■印鑑証明印を必ず押印してください。 ■委任事項のうち「5」・「6」について、委任項目から外す場合は×を記入。	
7	法人	納税証明書（その３の３） ＜国税＞法人税と消費税及地方消費税に未納がない証明	■税務署で取得。「納税証明書（その３の３）」及び「納税証明書（その３の２）」は、オンライン請求が便利です。詳しくは、e-Tax ホームページ（https://www.e-tax.nta.go.jp/）をご覧になるか、最寄りの税務署に問い合わせてください。	写し可
	個人事業者	納税証明書（その３の２） ＜国税＞申告所得税及復興特別消費税と消費税及地方消費税に未納がない証明		
8	法人	法人市民税完納証明書 ＜市税＞交野市内に事業所を置く方のみ必要。	■交野市役所で取得 ■完納が確認できるもの。	写し可
	個人事業者	市府民税完納証明書 ＜市税＞代表者が交野市居住の場合のみ必要。		
9	毎事業年度後の提出が義務付けられている書類（最新版） 若しくは登録証明書 ■測量業者 測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類 ■建設コンサルタント・地質調査業者・補償コンサルタント 現況報告書 ■建築士事務所 登録証明書		■建設コンサルタント・地質調査業者・補償コンサルタントについては、各業種における国土交通大臣の登録を受けた方のみ、本市の入札参加資格登録の対象とします。	写し可
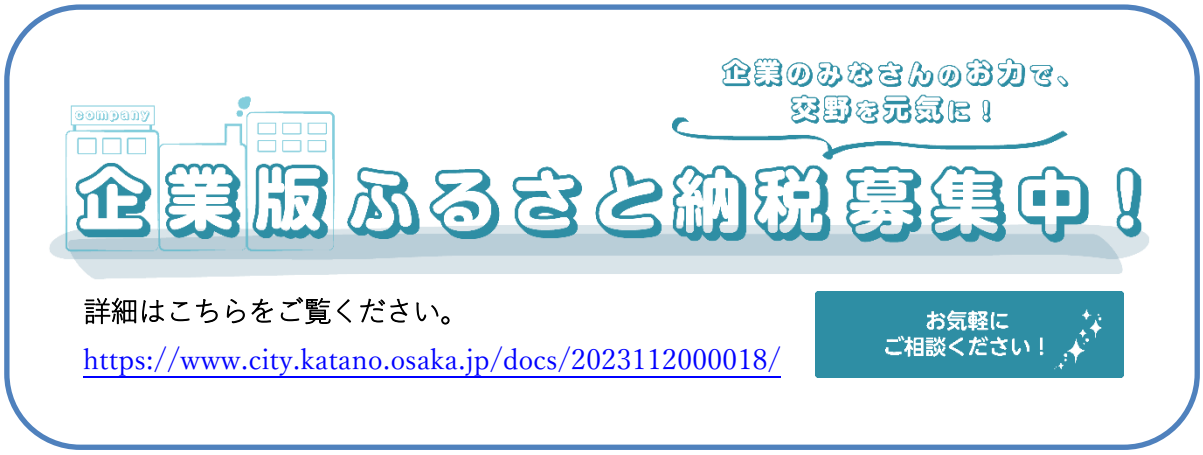
10	技術職員名簿　市様式・任意様式	■毎事業年度後の提出が義務付けられている書類に含まれる場合は不要。	
11	ＩＳＯ登録証等 （9001・14001・27001・プライバシーマーク）	■拠点ごとに認証される場合は、登録する営業所が認証の範囲内に含まれている場合のみ。	写し可
12 ・ 13	業者カード　市様式 12. 押印なし（エクセル） 13. 押印あり（ＰＤＦ） ※12 及び 13 の両方の提出が必要です。	■作成した業者カードは、12. エクセル形式の作成データ（押印なし）と 13. 使用印鑑届欄に必ず朱肉（赤）で押印したＰＤＦスキャンデータ等で、各１ファイルずつ提出。 ■本店以外で登録する場合は、登録営業所欄と本店欄の両方を記入。 ■登録業種と希望順位を必ず記入。 ■裏面の実績一覧は、必ず記入。登録業種ごとに、過去２年分の代表的な官公庁案件を記入。